



岩手県学童保育連絡協議会

〒020-0122

盛岡市みぎけ3-38-20

岩手県青少年会館内

Tel・Fax 019-681-0651

県連協50周年記念祝賀会を開催

岩手県学童保育連絡協議会の50周年記念祝賀会を11月23日に北上市のプラズニュー北上で開きます。

「子どもたちのいま」学童保育が大切にしてくこと」と題して横浜市立大学名誉教授の中西新太郎氏が

記念講演を行います。祝賀会の前には研究集会も開催されます。皆さんの参加をお待ちしています。

な課題を克服し北上市の学童保育が後退しないようにするために、保護者や指導員が制度への理解を深め、連協の横のつながりを維持しながら市に働きかけしていくことが何よりも重要になる。

行政の責任明確に

北上市の江釣子学童保育所は9月9日に岩手県学童保育連絡協議会の門田弘之事務局長を講師に招き、指定管理者制度学習会を開き



ました。北上市では2020年4月から市内の学童保育に指定管理者制度を導入する予定で、9月議会に条例の一部改正案が提出されています。江釣子地区交流センターで開かれた学習会には北上市内の学童保育の指導員、保護者らが参加し、他県の事例や制度の課題について理解を深めました。

門田事務局長の講演要旨

学童保育は施設管理業務が目的ではなく、子どもたちの安心、安全な生活を保障すること、毎日の生活をつくっていくことが業務。指定管理者制度は学童保育事業にはふさわしくない。同制度を導入した他県の学童では、運営主体の変更に

伴う指導員の解雇などで継続的で安定的な運営が難しくなった事例もある。すでに北上市では議会に条例改正案がだされており、今から導入を白紙に戻すことは難しい。導入されるのであれば制度を学習し、課題を克服できるように働きかけていくことが重要だ。同制度導入の課題を4点にしばって説明したい。

1点目は、同制度の一番の課題は指定管理期間が限られ、継続的な運営が難しくなること。指定管理者の選定を非公募、地域密着型の随意契約にする。指定期間をできるだけ長く設定するなどの対応策が必要だ。

2点目は、指定管理者になると行政と対等の立場で懇談や要望をする機会が減り一業者のような扱いになってしまうことがある。本来は行政がやるべき業務まで丸投げされてしまった事例もある。学童保育の実施

主体はあくまで市町村。行政の責任の範囲を明確にしておく必要がある。

3点目は、指定管理期間の途中に国の制度、補助内容に変更があっても予算化されない事例があった。指定管理期間の途中で国の制度に変更があった場合はきちんと反映されるよう、あらかじめ市と協議しておくこと。

4点目は、小規模学童では制度の導入で予算の増額や事務量の増が負担となり、運営が難しくなる可能性がある。そうなった場合に、連協内で助け合い、支え合うシステムが必要になってくる。

これらの懸念材料を減らすためには、制度導入時に予算のことや随意契約のこと、指導員の雇用などについてしっかりと市と話し合い、合意したものを協定書や仕様書の中に文言として残すことが大事。さらに、様々

今回の学習会は当初10人程度の規模で行われる予定でしたが、当日は45人も参加があり、関心の高さが伺えました。

学習会に参加した、中村訓之さん(たちばな学童保育所・保護者)は「指定管理者制度を入れてよかったという事例はなかったが、悪くないというところは従来と変わらない運営ができていくということが分かった。北上市は学童保育に協力的だが、上手くいくかいかないかは今の協力体制を維持できるかだと思った。指定管理者にすべて丸投げするのではなく、行政には任せたい責任がある。何も言わないと上手くいっていると思われてしまう。市とはコミュニケーションを密にしながらか協力体制を保つていくことが大事だと思った」と話し、学びを深めた様子でした。